

 \bigcirc

山形県公報

平成16年6月4日(金) 第1547号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

告 示

有害図書類の指定				(文化振與	興課)…717
生活保護法による指定医療機関の指定			(6	建康福祉企画	画課)…719
生活保護法による指定医療機関の休止の届出			(同) 同
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出			(同) 同
生活保護法による指定介護機関の指定			(同)720
生活保護法による指定介護機関の指定の辞退			(同) 同
生活保護法による指定介護機関の休止の届出			(同) 同
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出			(同)721
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃」	Ŀ		. (置賜絲	総合支庁福祉	业課)同
指定居宅サービス事業者の指定			. (同) 同
指定居宅介護支援事業者の指定			. (同) 同
争議行為を行う旨の通知				(雇用労革	攺課)…722
県営土地改良事業計画の変更		(最	是上総合国	支庁農村計画	画課)…723
土地改良事業施行の適当の決定		(同) 同
同		•		同)724
事業の認定				(管 理	課)同
県道の供用の開始					-
道路の位置の指定			. (置賜約	総合支庁建築	築課)同
公		告			
平成16年度狩猟免許試験の実施				(環境保証	隻課)同
平成16年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習				•)727
_	_	61		, , , , ,	,
₹	の	他			
平成16年度宅地建物取引主任者資格試験の実施.				(建築住3	宅課)…728

山形県告示第641号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

(図書)

指定 番号	題名	図書コード	発 行 所 等 指定の理由
8115	笑いとHのツボ	51153 - 96	(株) 宙 出 版 著しく青少年の
8116	若妻たちの本当にあった不倫告白 6月号	09811 - 06	平和出版(株) し、その健全な
8117	快楽天 6月号	13877 - 6	ウニマガジン社育成を阻害するおそれがある。
8118	漫画トレビアン薫風 6月号	18639 - 6	(株) 綜 合 図 書
8119	COMICダッシュ漫画ダイナマイト 6月増刊号	05980 - 6/20	辰巳出版㈱
8120	COMICペンギンクラブ 6 月号	17999 - 6	辰巳出版㈱
8121	COMICペンギンクラブ山賊版 6月号	17973 - 6	辰巳出版㈱
8122	コミックマノン 6 月号	13773 - 06	㈱マガジン・マガジン
8123	ヒミツの恋SPECIAL	09004 - 6	黒田出版興文社
8124	微熱SUPERデラックス 6月号	07689 - 6	セブン新社
8125	レディースコミック微熱 6月号	09663 - 6	セブン新社
8126	THEパワフル VOL.14	18186 - 6	ミリオン出版㈱
8127	裏モノJAPAN 6月号	01805 - 6	鉄 人 社
8128	桜時間	53412 - 92	笠 倉 出 版 社
8129	絶対ヒミツ!私達の背徳SEX	53734 - 44	光彩書房
8130	絶対ヒミツ!誘惑の甘い罠	53734 - 63	光彩書房

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類 (図書)

番号	題	名	区分	発	行	所	等
1	HYKISS VOL.8		コードなし	E m	ре	e r	o r
2	出会いの虎01		02196 - 1	雄	出	版	(株)

(録画テープ等)

番号	題名	区分	'n	発	行	所	等
1	FUCKDOWN!最後の性戦 (スペシャルDVDBOX)	DVD		㈱オブテ メセナ・			
2	ZZ - 66秘 ビデオ	ビデオ		不	明		

山形県告示第642号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成16年6月4日

> 山形県知事 髙 橋 和 雄

指定医療機関の名称 指定医療機関の所在	地	指定组	年月日
医療法人社団みゆき会みゆき会病院 上山市弁天二丁目2番11号		平成16	6. 4.26
ほ ん ま ク リ ニ ッ ク 酒田市新橋一丁目14番10号		同	4.27
コ ス モ 調 剤 薬 局 高 田 店 寒河江市高田一丁目10番15号		同	5. 1
前 田 ク リ ニ ッ ク 山形市末広町15番8号		同	5. 6
陵 南 さ と う 整 形 外 科 寒河江市内ノ袋一丁目 9 番 6 号		ſ	司
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 風 ぐ る ま 長井市中道二丁目 2 番34号大栄ビル3F南西	西号室	ſ	司
町 立 八 幡 病 院 飽海郡八幡町小泉字前田37番地		ſ	司
南 原 耳 鼻 咽 喉 科 医 院 山形市南原町三丁目19番26号		ſ	司
田村内科・消化器科クリニック 寒河江市高田一丁目10番10号		同	5.14
や ま の べ 耳 鼻 咽 喉 科 東村山郡山辺町大字山辺1115番地の7		ſ	司

山形県告示第643号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療 機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指定医療機関の所在地 休止	 手月日
石			橋	ā D			医			院	西田川郡温海町大字鼠ヶ関甲304番地 平成16	3. 3. 1
高		木	公		診		报	奈		所	寒河江市大字高松117番地 同	4. 1

山形県告示第644号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	指 定 医 療 機 関 の 名 称		指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
梶	尾内科胃腸科医	院	米沢市塩井町塩野2057番地	平成15.12.22
М	S 山 辺 調 剤 薬 局 高 楯	店	東村山郡山辺町大字山辺1046番地	平成16. 2.29
杉	木 薬	局	山形市小姓町 1 番16号	同 3.31

山形県告示第645号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成16年6月4日

		山形県知事 髙 橋	和 雄
指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームやまぼうし	痴呆対応型共同生 活介護	米沢市直江町1番5号	平成16.5.6
ケアセンターとこしえ西大塚	通 所 介 護	東置賜郡川西町大字西大塚2308番地 の 9	同
アースサポート株式会社山形 在宅サービスセンター	訪 問 入 浴 介 護 訪 問 介 護	山形市八日町一丁目2番2号	同
竹とんぼ「まったり」	通 所 介 護	米沢市窪田町小瀬490番地の 1	同 5.7
町 立 真 室 川 病 院	訪 問 看 護 居宅療養管理指導	最上郡真室川町大字新町469番地の 1	同 5.13
さふらん天童ケアプランセンター	居宅介護支援	天童市本町一丁目1番2号	同 5.17

山形県告示第646号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定介護機関は、その指定を辞退した。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類				指定介護機関の所在地	辞退年月日
訪問介護事業所しらかば	訪	問	介	護	山形市久保田三丁目 5 番24号	平成16.4.7

山形県告示第647号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

	指定	介護	機関の	2名称		施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
小	国	町	立	病	院	居宅介護支援	西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目 1番地	平成14.12. 1

山形県告示第648号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
白鷹町在宅介護支援センター	居宅介護支援	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	平成16. 3.31

山形県告示第649号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成16年6月4日

和 山形県知事 髙 橋 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
荒井金物企業組合	さふらん置賜店		
東置賜郡高畠町大字夏茂204	東置賜郡高畠町大字夏茂204番地の1	福祉用具貸与	平成16.3.31
番地の 1			

山形県告示第650号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成16年6月4日

> 山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サ ー ビスの 種類	指定年月日	
小国ガスエネルギー株式会社	アインクサービスおぐに			
西置賜郡小国町大字緑町三丁	西置賜郡小国町大字緑町三丁目34番	福祉用具貸与	平成16.5.26	
目34番				
株式会社ウェルランド	株式会社ウェルランド小国事業所	福祉用具貸与	₩ ctt46	
長井市舟場 9番18号	西置賜郡小国町大字緑町三丁目30番	惟 灿 州 县 貝 ラ	十八八0.5.27	

山形県告示第651号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成16年6月4日

> 山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社キュアドリーム	指定居宅介護支援事業所 風ぐるま	
長井市中道二丁目 2番34号大栄ビル3F南西	長井市中道二丁目 2番34号大栄ビル3F南西号室	平成16.5.26
号室		

山形県告示第652号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井 敏彦から、争議行為を行うことについて、平成16年5月26日次のとおり通知があった。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 事 件

夏期一時金等の要求に関する件

2 期 間

平成16年6月9日以降事件解決の日まで

3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

庄内医療生活協同組合 協立歯科クリニック

庄内医療生活協同組合

協立リハビリテーション病院

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

庄内医療生活協同組合

協立慢性疾患クリニック

医療法人健友会

本間病院

医療法人健友会のぞみ診療所

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

医療法人健友会

在宅介護支援センター

医療法人山容会

山容病院

社会福祉法人恩賜財団済生会

山形済生病院

医療法人社団小白川至誠堂病院

小白川至誠堂病院

医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院附属中山診療所

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院老人訪問看護ステーション

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院桜町わかばクリニック

医療法人社団松柏会

至誠堂ヘルパーステーション

鶴岡市文園町9番34号

同 日枝海老島159番1号

同

東田川郡櫛引町大字上山添字神明前38番地

鶴岡市大山二丁目26番3号

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

鶴岡市双葉町13番45号

同 文園町11番3号

酒田市中町三丁目4番20号

同 中町三丁目3番18号

同同

同 高砂二丁目 1 番64号

山形市沖町79番1号

同 東原町一丁目12番26号

同 桜町7番44号

東村山郡中山町大字長崎3034番地

山形市桜町 4番10号

同

同

722

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院老人訪問看護ステーションコスモス 同 上町四丁目 6番12号

医療法人社団松柏会

至誠堂とかみクリニック 同 富神前48番5号

医療法人篠田好生会

篠田総合病院 同 桜町2番68号

医療法人篠田好生会

千歳篠田病院 同 長町二丁目10番56号

医療法人篠田好生会

天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目 6 番46号

医療法人二本松会

山形病院 山形市桜町 2 番75号

医療法人二本松会

上山病院 上山市金谷字下河原1370番地

医療法人二本松会

心療内科ネルフェンクリニック 山形市城南町三丁目 6番24号

医療法人二本松会

精神障害者地域生活支援センター 同 城南町二丁目 1 番41号

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為。

山形県告示第653号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営舟運の郷地区土地改良(中山間地域総合整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(舟運の郷地区 中山間地域総合整備)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

大蔵村役場

戸沢村役場

3 縦覧に供する期間

平成16年6月7日から同年7月5日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第654号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良 事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年5月27日その申請を適 当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 か

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業計画書の写し(塩野東2期地区農業用用排水施設整備)
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

平成16年6月7日から同年7月5日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第655号

泉田川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良 事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年5月27日その申請を適 当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(塩野東2期地区暗渠排水)
- (2) 泉田川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

平成16年6月7日から同年7月5日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第656号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 起業者の名称

東根市

2 事業の種類

東根市市営墓地建設事業及びこれに伴う農業排水路付替工事

- 3 起業地
- (1) 収用の部分 山形県東根市大字大江新田字高岡、大字観音寺字千苅、及び大字名和新田字大平地内
- (2) 使用の部分 な し
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

東根市市営墓地建設事業(以下「本体事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施工により遮断される農業排水路の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、土地収用法第3条第5号に規定する事業に該当する。

以上のことから、東根市市営墓地建設事業及びこれに伴う農業排水路付替工事(以下「本件事業」という。) は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東根市は、一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - イ 東根市は年々人口が増加し、都市化の進行が著しい状況にある。これら、他市町村から転入してきた市民 層や新市街地に分家した市民などの多くが墓地を購入する世代に入ってきており、市民の需要は大きいもの がある。

しかし、現在、東根市が経営する公共墓地はなく、また、市街地内にある寺院の墓地用地は極めて狭小で、 しかも都市化の進展により墓地拡張が困難な状況にあるなど、墓地を求める市民の需要に十分応えられない 状況にある。

本件事業は、墓地を求める市民の需要に応え、特定の宗教にとらわれない市民墓地の整備をするものであり、当市の快適な市民生活環境づくりの実現に大いに貢献するものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺 環境への影響が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることから、周 辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ハ 起業地の位置について、
 - (イ) 市内各地域からの交通の利便性があること。
 - (ロ) 墓地の造成が容易であること。
 - (ハ) 法律による縛りが少ないこと。
 - (二) 災害等の危険が少ないこと。
 - (ホ) 建設コストが高くならないこと。
 - (^) 当初整備は300区画とし、将来的に拡張が可能なこと。
 - (ト) 早期着工可能であること。
 - (チ) 終焉の地にふさわしい墓地景観が保てること。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、市内各地域からのアクセスが良好であること、周辺集落から約500m離れており、眺望や日当たりがよい等、終焉の地にふさわしい景観を備えていること、造成が容易であること、今後の拡張も容易と考えられること等、全ての条件に適合し最も優れていると認められる。

二 イで述べた得られる利益と口で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる 利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と 比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - イ 東根市は年々人口が増加しており、都市化の進行が著しい状況にある。これら、他市町村から転入してきた市民層や新市街地に分家した市民などの多くが墓地を購入する世代に入っており、墓地に対する市民の需要は大きいものがある。

しかし、現在、東根市が経営する公共墓地はなく、寺院墓地の拡張も困難な状況にある。それにもかかわらずこの状況を放置すれば、墓地用地の絶対数が不足することは明らかであり、墓地を求める市民の需要に応えられなくなる。

したがって、本件事業は、緊急に施行する必要があると認められる。

- 口 また、本体事業及び関連事業に係る起業地の範囲は、市民墓地に求められている役割を実現するため必要な墓地、園路、駐車場等の設置に必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。
- ハ 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、 土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

東根市市民保険部市民生活環境課

山形県告示第657号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年6月4日から同年6月17日まで縦覧に供する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 皿沼河北線

2 供用開始の区間 寒河江市本町一丁目428番2から

同 509番1まで

3 供用開始の期日 平成16年6月4日

山形県告示第658号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 指定の番号 私道置総建第254号

2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字安久津字大久保474-9

3 道路の現況 幅員 6.0メートル

延長 79.3メートル

4 指定年月日 平成16年5月28日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 試験の期日及び場所

期	日	場	所
平成16年9月3日(金)		村山総合支庁(本庁舎)	
平成10年9	月3日(並)	庄内総合支庁(本庁舎)	

2 時 間

午前9時から午後4時まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成16年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において、20 歳に満たない者を除く。

4 受験手続

狩猟免許申請書に次の書類(現に鉄砲所持の許可を受けている者にあっては第2号に掲げる書類)を添えて、8月27日(金)までに、文化環境部環境保護課に提出すること。

- (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書
 - イ 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する

病気にかかっている者

- ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及び口に 該当する者を除く。)
- (2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- 5 その他

詳細については、文化環境部環境保護課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟 免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期	日	場	所	受	験	者	Ø	居	住	地
平成16年7月9日	(金)	置賜総合支庁((本庁舎)	米沢市、	南陽市、	高畠	町及び	川西町		
平成16年7月14日	(水)	置賜総合支庁((西庁舎)	長井市、	小国町、	白鷹	町及び	飯豊町		
平成16年7月15日	(木)	最上総合支庁((本庁舎)	最上総合	支庁管	内の市	町村			
平成16年7月22日	(木)	村山総合支庁((西庁舎)	寒河江市	ī、河北#	町、西	川町、	朝日町	及び大	江町
平成16年8月4日	(水)	村山総合支庁((北庁舎)	村山市、	東根市、	尾花	沢市及	び大石	田町	
平成16年8月11日	(水)	庄内総合支庁((本庁舎)	庄内総合	支庁管	内の市	町村			
平成16年 9 月14日	(火)	村山総合支庁((本庁舎)	山形市、	上山市、	天童	市、山	辺町及	び中山	町

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成16年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類(現に鉄砲所持の許可を受けている者にあっては第2号に掲げる書類)を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

- (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書
 - イ 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) その他自己 の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する 病気にかかっている者
 - ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及び口に 該当する者を除く。)
- (2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

その他

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成16年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 小 野 邦 久

1 試験の日時

平成16年10月17日(日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修 了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にい う登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

- 3 試験の内容
 - (1) 内容

おおむね次の事項について行う。

- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。 ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。
- (2) 出題法令の適用期日

平成16年4月1日現在施行されている法令

- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間

平成16年7月5日(月)から同年7月30日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(2) 配布場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会本部及び各支部

7 受験手数料

7.000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

- 8 受験申込み
 - (1) 申込期間

平成16年7月26日(月)から同年7月30日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで。ただし正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会(山形市松波一丁目10番1号山形県不動産会館)

なお、郵送による場合は、社団法人山形県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成16年7月5日(月)から同年7月30日(金)までの日付けの消印があるものに限り受け付ける。)。

(3) 提出書類

- ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)
- イ 写真 1 葉 (受験申込前 6 箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面、無背景で縦4.5センチメートルから 5 センチメートルまで、横3.5センチメートルから 5 センチメートルまでの間の大きさのもの)
- ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が 試験実施日前3年以内のもの)

9 合格発表

(1) 発表の期日

平成16年12月1日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ

土木部建築住宅課(電話023(630)2641)又は社団法人山形県宅地建物取引業協会(電話023(623)7502)

平成16年6月4日印刷 平成16年6月4日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)